

三重とこわか国体亀山市食品衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、三重とこわか国体亀山市食品衛生対策要項に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係団体と相互に連絡調整を図り、県・関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生に対する意識の向上

（1）食品衛生講習会の開催

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、食品関係従事施設等を対象とした食品衛生講習会を開催し、食品衛生に対する意識の向上を図る。

（2）広報活動の実施

実行委員会は、関係機関・団体と連携し、広報誌、ホームページ等の広報媒体を活用し、市民および大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

4 食品取扱施設等に対する監視、指導

実行委員会は、食品関係施設等を対象とした監視、指導の実施について、関係機関に依頼する。

5 検便の実施

（1）実行委員会は、食品関係施設に対し、食品に直接接触する作業の従事者の検便検査を行うよう指導する。

（2）検査の対象とする病原体は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。また、大会の時期に日本または世界的に流行する可能性のある病原体も対象とすることができる。

6 食中毒発生時の対応

実行委員会は、関係機関と連携し、大会関係者に食中毒患者が発生したときは、「食品衛生法」に基づく措置を講じるとともに、大会への影響を防ぐよう努める。また、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、この要領を準用する。